

最高管理責任者

(理事長)

- 不正使用防止について、最終責任を負う。
- 抑制機能を備えた環境・体制の構築。
- 職員の意識向上を図るための必要な措置を講じる。

統括管理責任者

(法務統括本部長)

- 最高管理責任者を補佐し、不正使用防止について研究所全体を統括。
- 不正防止計画を策定するとともに、必要に応じてその見直しを行う。

研究費適正使用推進責任者

(人事労務部長、経理部長、調達部長)

- 不正使用防止について責任と権限を有する。
- 対策を実施、実施状況を統括管理責任者へ報告。
- 適正な使用・管理及び不正使用防止に必要な教育を実施し、受講状況を管理監督。
- 適正な運営・管理が行われているかをモニタリングし、必要に応じて改善指導。
- 研究費適正使用推進副責任者を指名することができる。

不正防止推進部署

(研究コンプライアンス部)

- 研究所全体の観点から、不正使用に関する実態を把握・検証するとともに、関係者と協力して、不正使用の防止を推進する。